

新旧対照表

○千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則

改正案	現行
<p>千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則 平成三十一年二月十五日 規則第八号</p>	<p>千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例施行規則 平成三十一年二月十五日 規則第八号</p>
<p>別表第二(第六条)</p>	<p>別表第二(第六条)</p>
<p>一 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第四条の規定による制限に係る許可</p>	<p>一 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第四条の規定による制限に係る許可</p>
<p>二 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三十九条第一項の規定による許可</p>	<p>二 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三十九条第一項の規定による許可</p>
<p>三 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第三条、第十条第一項及び第十二条第一項の規定による許可(同法第十条第二項及び第十二条第二項の適用を受ける場合を含む。)</p>	<p>三 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第三条、第十条第一項及び第十二条第一項の規定による許可(同法第十条第二項及び第十二条第二項の適用を受ける場合を含む。)</p>
<p>四 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項の規定による許可</p>	<p>四 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項の規定による許可</p>
<p>五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第二項及び第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による許可</p>	<p>五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第二項及び第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による許可</p>
<p>六 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二十四条の規定による承認並びに同法第三十二条第一項及び第九十一条第一項の規定による許可</p>	<p>六 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二十四条の規定による承認並びに同法第三十二条第一項及び第九十一条第一項の規定による許可</p>
<p>七 土地区画整理法第七十六条第一項の規定による許可</p>	<p>七 土地区画整理法第七十六条第一項の規定による許可</p>
<p>八 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第六条第一項の規定による許可</p>	<p>八 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第六条第一項の規定による許可</p>
<p>九 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第七条第一項及び第八条第一項の規定による許可</p>	<p>九 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第七条第一項及び第八条第一項の規定による許可</p>
<p>十 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二十条第三項及び第二十一条第三項の規定による許可</p>	<p>十 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二十条第三項及び第二十一条第三項の規定による許可</p>
<p>十一 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第十八条第一項の規定による許可</p>	<p>十一 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第十八条第一項の規定による許可</p>
<p>十二 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号) 第十二条第一項及び第三十条第一項の規定による許可</p>	<p>十二 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号) 第八条第一項の規定による許可</p>

改正案	現行
十三 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十四条、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項及び第五十八条の四第一項の規定による許可	十三 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十四条、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項及び第五十八条の四第一項の規定による許可
十四 都市計画法（昭和三十九年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項の規定による許可	十四 都市計画法（昭和三十九年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項の規定による許可
十五 都市再開発法（昭和三十九年法律第三十八号）第六十六条第一項の規定による許可	十五 都市再開発法（昭和三十九年法律第三十八号）第六十六条第一項の規定による許可
十六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十九年法律第五十七号）第七条第一項の規定による許可	十六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十九年法律第五十七号）第七条第一項の規定による許可
十七 農業振興地域の整備に関する法律（昭和三十九年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定による許可	十七 農業振興地域の整備に関する法律（昭和三十九年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定による許可
十八 都市緑地法（昭和三十九年法律第七十二号）第十四条第一項の規定による許可	十八 都市緑地法（昭和三十九年法律第七十二号）第十四条第一項の規定による許可
十九 生産緑地法（昭和三十九年法律第六十八号）第八条第一項の規定による許可	十九 生産緑地法（昭和三十九年法律第六十八号）第八条第一項の規定による許可
二十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条第一項及び第六十七条第一項の規定による許可	二十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条第一項及び第六十七条第一項の規定による許可
二十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項の規定による許可	二十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項の規定による許可
二十二 千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第十九条第一項の規定による許可	二十二 千葉県立自然公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十五号）第十九条第一項の規定による許可
二十三 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和三十九年千葉県条例第五十号）第七条第一項の規定による確認	二十三 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和三十九年千葉県条例第五十号）第七条第一項の規定による確認
二十四 千葉県自然環境保全条例（昭和三十八年千葉県条例第一号）第九条第四項の規定による許可	二十四 千葉県自然環境保全条例（昭和三十八年千葉県条例第一号）第九条第四項の規定による許可
二十五 千葉県港湾管理条例（昭和三十九年千葉県条例第四十五号）第四条第一項及び第五条第一項の規定による許可	二十五 千葉県港湾管理条例（昭和三十九年千葉県条例第四十五号）第四条第一項及び第五条第一項の規定による許可